

## ② 村人を守るために —夏梅太郎右衛門—



小学生の誠さんは、自分たちの地域について調べることに  
なりました。誠さんは、加美区の熊野部に住んでいます。誠  
さんは、前から気になっていた石碑のことを調べようと思  
いました。国道427号線沿いに立つ、「夏梅太郎右衛門終焉（命  
の終わり）の地」と刻まれた顕彰碑（その人の功績や善行をたたえ、  
広く知ってもらうために建てる石碑）です。

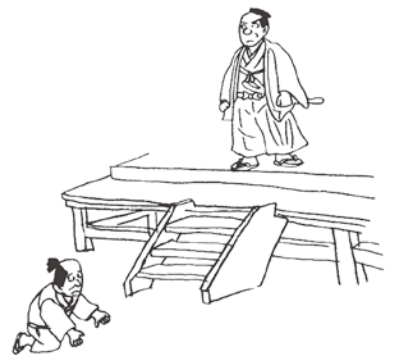
おじいちゃんに聞いてみると、おじいちゃんは夏梅太郎右衛  
門のことや、石碑が建ったわけをくわしく話してくれました。

夏梅太郎右衛門は、今から255年ほど前（江戸時代の中ごろ）、多可郡熊野部村の庄屋（江  
戸時代の村で、年貢の取り立てをして、代官に仕える人）をしていました。熊野部村は、徳川幕府  
が直接おさめている土地でした。そうした土地を「天領」と呼びます。熊野部村の支配を  
まかされていたのは、生野代官所（朝来市にある生野銀山を管理し、多くの天領を支配した役所）  
でした。

そのころ、多可郡周辺では、米があまり多くとれませんでした。けれども、生野代官所  
からは重い年貢（農民がたがやす田畑にかけられた税）を命じられていました。気候の不順も続  
き、いっそう稲の実りは悪くなり、村人たちは年貢をおさめるのに大変苦勞していました。

太郎右衛門は、村人たちの年貢を何とか少なくしてもらおうと、庄屋になった年から、  
来る年も来る年も、山を越え、谷を越えて、生野代官所までお願いに行きました。しかし、  
代官は、がんとして願いを聞き入れてくれません。新しい代官がやってきた年、太郎右衛  
門は、あることを決心しました。生野代官に、年貢をへらすよう、直訴（定められた手続きを  
ふまないで、高い地位の人に直接訴えること）することにした  
のです。江戸時代、直訴は許されておらず、直訴をした  
人は罰せられました。

宝暦14年（1764）正月、生野代官に直訴した太郎右  
衛門はとらえられ、代官所できびしい取り調べを受けま  
した。代官は、「直訴を取りけすならば、命を助けよう。  
だが、直訴を続けるのならば、おまえの命と引きかえで、  
年貢をへらすことを許そう。」と言いました。太郎右衛門



は、「はい、覚悟はできております。どうか、年貢をへらしてください。お願いします。」と答えました。こうして、太郎右衛門は火刑（火あぶりの刑）になることが決まったのです。

明和元年（1764）6月25日、熊野部村字サイノ木に、刑場（死刑をする場所）が作られました。刑場には、青松葉と割木が高々と積み上げられています。太郎右衛門は、集まった村人たちに向かって、静かに話しかけました。

「わたしは、力の弱い人間ですが、百姓一揆（江戸時代に、重い税をかけられたり、役人に苦しめられたりした農民が、大勢で起こした運動）を起こさず、みんなが困っている重い年貢をへらしてもらおうとつとめました。成功したとはいえませんが、代官様もわれわれの願いがどれほど大きいものなのか、少しはわかったことでしょう。どうか、みなで、わたしの気持ちを受けついてください。」



太郎右衛門は、木の枝につるされ、役人によって青松葉と割木に火が付けられました。その後、熊野部村をはじめ、多可郡の村々の年貢もへらされました。太郎右衛門は、自分の命と引きかえに、村人たちの暮らしを守ったのです。江戸時代の間、太郎右衛門のことをほめたたえるこ

とはできませんでしたが、村人たちは自分たちのために命を捨てた太郎右衛門を忘れず、命日（なくなった日）にはこっそりとお祈りを続けていました。

明治時代になって、村人たちは太郎右衛門への感謝をこめて、熊野部の氏神さん、稲荷神社の境内に「夏梅神社」という小さな祠を建てました。そして、明治44年（1911）7月、太郎右衛門の業績（仕事の成果）が忘れられることのないように、字サイノ木の地に、「夏梅太郎右衛門終焉之地」の顕彰碑が建てられました。顕彰碑は、平成15年（2003年）3月に建て替えられました。今も、夏梅太郎右衛門を神さまとする「夏梅神社」は、熊野部の人たちに大切にお祀りされています。

おじいちゃんの話聞き終わった誠さんは、村人のために、強い意志で代官に立ち向かった「夏梅太郎右衛門」を誇りに思いました。